

川崎市介護保険運営協議会・公募委員選考委員会設置要領

平成12年4月28日

12川健介保第72号

健康福祉局長専決

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市介護保険条例（平成12年川崎市条例第25号）第5条及び川崎市介護保険運営協議会規則（平成12年川崎市規則第58号）に基づき、川崎市介護保険運営協議会の公募による委員の選考を行うため、川崎市介護保険運営協議会・公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考委員会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 選考委員会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 健康福祉局長
- (2) 健康福祉局総務部長
- (3) 健康福祉局地域包括ケア推進室長
- (4) 健康福祉局長寿社会部長
- (5) 健康福祉局総務部企画課長
- (6) 健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長（ケアシステム）
- (7) 健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長
- (8) 健康福祉局長寿社会部高齢者在宅サービス課長
- (9) 健康福祉局長寿社会部介護保険課長

(委員長)

第3条 委員のうち1人を委員長とし、健康福祉局長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

(会議)

第4条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 選考委員会の庶務は、健康福祉局長寿社会部介護保険課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成12年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。